

# 第6章 計画の推進体制と進行管理

## 1 推進体制

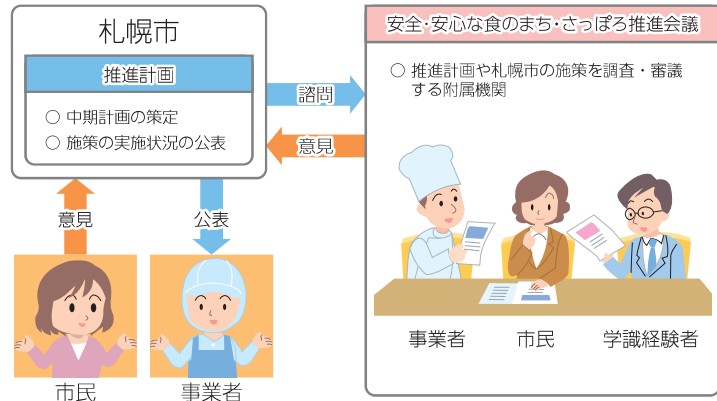
### (1) 推進会議における審議等

推進会議は、条例の規定に基づき設置され、市民、事業者、学識経験者等の20人以内によって組織され、任期は2年となっています。

推進会議は、推進計画及び食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議

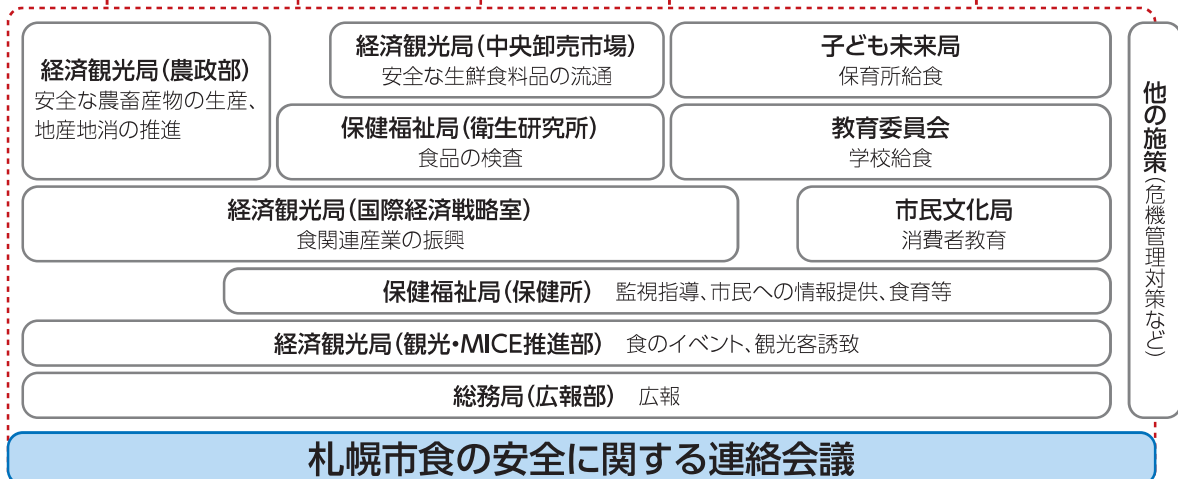
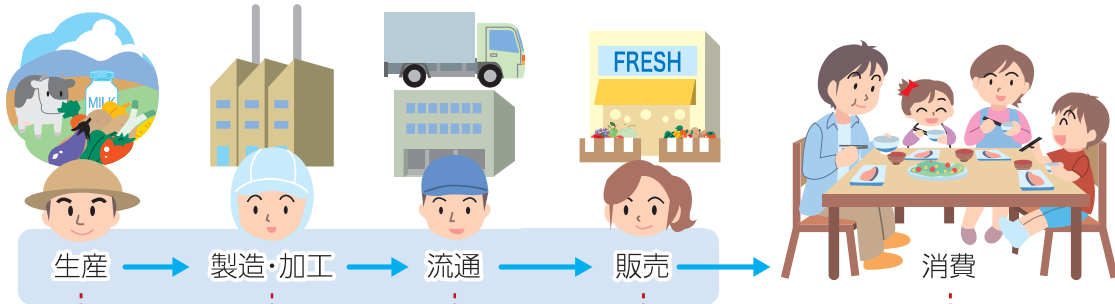
し、意見を述べる札幌市の附属機関として位置付けられています。

第2次推進計画に定める施策の実効性を高め、計画を着実に推進するため、毎年度、計画の実施状況を推進会議に報告し、意見を求めることとしています。



### (2) 庁内の連携

#### 生産から消費までの食の安全・安心の確保と食を通じたまちづくり



札幌市では、生産、製造、流通から消費までの食に関する関係部局の連携を強化し、市民の健康の保護を図るため、「札幌市食の安全に関する連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を2003年度（平成15年度）から常設しています。

この連絡会議を核として、市内の関連施策と整合を図りながら、第2次推進計画に掲げる施策を実施します

### (3) 関係機関・団体との連携

広域に流通する食品の安全確保や適正表示の徹底など、効果的な施策の推進に向け、関係省庁や北海道をはじめとする関係機関・団体との情報交換や連携を図ります。

更に、科学的な知見が集積する研究機関との連携に努め、情報の収集を行います。

## 2 進行管理

### (1) 指標の設定

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指し定めた二つの施策目標「誰もが食の安全の確保の主役となる街」、「食の安心と魅力あふれる街」の実現に向けた各施策の推進状況を評価する際の目安として、それぞれ以下のとおり指標を設定します。

（各指標における目標値等は別表のとおり）

前計画では、条例に定める市民の役割及び事業者の責務に係る項目を指標として設定していましたが、第2次推進計画では、二つの施策目標で目指す都市像の実現に向けて、各施策の推進状況をより具体的に評価できる指標を設定しています。

なお、前計画の指標のうち、食品衛生法改正に伴い廃止する制度、前計画の目標を達成し、事業目的を果たした事業に係る項目については、見直しを行い、第2次推進計画の指標から除外しました。

#### ア 施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街

##### (ア) 大規模食中毒の発生件数

目指す都市像の「食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている」に係る施策の進捗状況を評価する指標として、食関連イベントや観光客向け宿泊施設等で発生する大規模食中毒に係る項目を指標として設定しています。

##### (イ) 実務講習会の受講率

目指す都市像の「個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している」に係る施策について、事業者の自主的取組の促進状況を評価するため、事業者が食の安全に係る最新の知識を習得するために定期的な受講を求められる講習会である「実務講習会」の受講率を指標として設定しています。

##### (ウ) 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合

目指す都市像の「一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、食品の安全性に関する市民

の理解度を計る項目を指標として設定しています。

(I) 食育ボランティア数

目指す都市像の「一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、食品の安全性に関する関心度を計る項目を指標として設定しています。

施策目標に係る指標と目指す都市像の一覧

目指す都市像	項 目
施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街	
食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている。	①大規模食中毒※1の発生件数（延べ件数）
個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している。	②実務講習会の受講率
一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。	③食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合
	④食育ボランティア数※2
施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街	
市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている。	⑤イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数（延べ回数）
食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている。	⑥「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合
市民や観光客が、安心して食を楽しめる。	⑦観光客向け施設・大型イベントの監視件数（延べ件数）
	⑧食の安全・安心おもてなしの店登録件数（延べ件数）

※1 患者500名以上の食中毒

※2 第3次札幌市食育推進計画の指標

## イ 施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街

### (ア) イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数

目指す都市像の「市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている」に係る施策について、市民や観光客と事業者及び札幌市の相互理解の促進状況を評価するため、札幌市及び事業者の食の安全・安心に関する取組の情報発信に関する項目を指標として設定しています。

### (イ) 「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合

目指す都市像の「市民や観光客が、安心して食を楽しめる」と「食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、「札幌の食」への「安全・安心」のイメージを持っている割合を指標として設定しています。

### (ウ) 観光客向け施設・大型イベントの監視件数

目指す都市像の「市民や観光客が、安心して食を楽しめる」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、札幌を訪れる観光客及び市民が食を楽しむための下支えとなる食品関係施設の監視指導状況を項目として設定しています。

### (I) 食の安全・安心おもてなしの店登録件数

目指す都市像の「市民や観光客が、安心して食を楽しめる」に係る施策について、安心して食を楽しむことができる環境整備状況を評価するため、衛生面に優れているだけでなく、食に関連する一歩進んだ取組（栄養成分表示、外国語対応、地産地消の推進等）を実施している店舗である「食の安全・安心おもてなしの店」の推進状況を計る項目として、登録件数を指標に設定しています。

## (2) 計画の進行管理

施策の実効性を高めるために、毎年度、実施状況を推進会議に報告し、意見を求めるとともに、その内容を公表することで、計画の進行管理を図っていきます。

(別表)

## 第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の指標

項目 (延べ件数は計画期間中の件数)	現状値	目標値 (2024年度)	目標参考値等
施策目標Ⅰ 誰もが食の安全の確保の主役となる街			
①大規模食中毒 <sup>※1</sup> の発生件数 (延べ件数)	0件 <sup>※3</sup>	0件	
②実務講習会の受講率	10.2% <sup>※4</sup>	20%以上	2009年～2018年の最高値
③食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合	53.2% <sup>※5</sup>	80%以上	前計画
④食育ボランティア数 <sup>※2</sup>	2,111人 <sup>※2</sup>	2,750人 <sup>※2</sup>	第3次札幌市食育推進計画
施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街			
⑤イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数 (延べ回数)	14回 <sup>※3</sup>	20回以上	
⑥「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合	—	80%以上	2019年度第1回市民意識調査
⑦観光客向け施設・大型イベントの監視件数 (延べ件数)	約7,500件 <sup>※3</sup>	9,000件以上	2009年～2018年の最高値×5年
⑧食の安全・安心おもてなしの店登録件数 (延べ件数)	146件 <sup>※6</sup>	300件	

※1 患者500名以上の食中毒

※2 第3次札幌市食育推進計画策定時の現状値と目標値

※3 2014年度(平成26年度)～2018年度(平成30年度)の延べ数

※4 2018年度末(平成30年度末)時点の統計値

※5 2019年度(令和元年度)第1回市民意識調査結果より算出

※6 2019年(令和元年)12月1日時点の登録累計数